

SMARTCC約款【新旧対照表】																																												
旧	新	備考																																										
第1条～第4条(略)	第1条～第4条(略)																																											
第5条(用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	第5条(用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電気通信設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気通信サービス</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備</td> <td>本サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)</td> </tr> <tr> <td>4. SMART Communication&Collaboration Cloud</td> <td>契約者または会議参加者が、当社が提供する SMART Communication&Collaboration Cloud 設備を利用して多地点において、音声またはアプリケーションの共有を行い、テレビ会議等を行うことができる電気通信サービスならびにこれに付随するサービス</td> </tr> <tr> <td>5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>7. 契約者</td> <td>当社から本サービス契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>8. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号</td> <td>契約者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、SMART Communication&Collaboration Cloud 契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの</td> </tr> <tr> <td>9. 会員</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. 電気通信設備	(略)	2. 電気通信サービス	(略)	3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	本サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)	4. SMART Communication&Collaboration Cloud	契約者または会議参加者が、当社が提供する SMART Communication&Collaboration Cloud 設備を利用して多地点において、音声またはアプリケーションの共有を行い、テレビ会議等を行うことができる電気通信サービスならびにこれに付随するサービス	5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	(略)	6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約	7. 契約者	当社から本サービス契約を締結している者	8. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	契約者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、SMART Communication&Collaboration Cloud 契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの	9. 会員	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電気通信設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気通信サービス</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備</td> <td>本サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)をいい、以下、「<u>本サービス設備</u>」といいます。</td> </tr> <tr> <td>4. SMART Communication&Collaboration Cloud</td> <td>契約者または参加者が、当社が提供する本サービス設備を利用して多地点において、音声またはアプリケーションの共有を行い、テレビ会議等を行うことができる電気通信サービスならびにこれに付随するサービス</td> </tr> <tr> <td>5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約(以下、「<u>本契約</u>」といいます。)</td> </tr> <tr> <td>7. 契約者</td> <td>当社と SMART Communication&Collaboration Cloud 契約を締結している者</td> </tr> <tr> <td>8. 契約事業者</td> <td>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>9. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号</td> <td>契約者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、本契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの</td> </tr> <tr> <td>10. 会員</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1. 電気通信設備	(略)	2. 電気通信サービス	(略)	3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	本サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)をいい、以下、「 <u>本サービス設備</u> 」といいます。	4. SMART Communication&Collaboration Cloud	契約者または参加者が、当社が提供する本サービス設備を利用して多地点において、音声またはアプリケーションの共有を行い、テレビ会議等を行うことができる電気通信サービスならびにこれに付随するサービス	5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	(略)	6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約(以下、「 <u>本契約</u> 」といいます。)	7. 契約者	当社と SMART Communication&Collaboration Cloud 契約を締結している者	8. 契約事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者	9. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	契約者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、本契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの	10. 会員	(略)	
用語	用語の意味																																											
1. 電気通信設備	(略)																																											
2. 電気通信サービス	(略)																																											
3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	本サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)																																											
4. SMART Communication&Collaboration Cloud	契約者または会議参加者が、当社が提供する SMART Communication&Collaboration Cloud 設備を利用して多地点において、音声またはアプリケーションの共有を行い、テレビ会議等を行うことができる電気通信サービスならびにこれに付随するサービス																																											
5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	(略)																																											
6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約																																											
7. 契約者	当社から本サービス契約を締結している者																																											
8. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	契約者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、SMART Communication&Collaboration Cloud 契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの																																											
9. 会員	(略)																																											
用語	用語の意味																																											
1. 電気通信設備	(略)																																											
2. 電気通信サービス	(略)																																											
3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	本サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)をいい、以下、「 <u>本サービス設備</u> 」といいます。																																											
4. SMART Communication&Collaboration Cloud	契約者または参加者が、当社が提供する本サービス設備を利用して多地点において、音声またはアプリケーションの共有を行い、テレビ会議等を行うことができる電気通信サービスならびにこれに付随するサービス																																											
5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	(略)																																											
6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約(以下、「 <u>本契約</u> 」といいます。)																																											
7. 契約者	当社と SMART Communication&Collaboration Cloud 契約を締結している者																																											
8. 契約事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者																																											
9. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	契約者を識別するための英字および数字の組み合わせであって、本契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの																																											
10. 会員	(略)																																											

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧		新		備考
用語	用語の意味	用語	用語の意味	
10. アクセスポイント	利用端末と接続された他事業者の回線と当社の SMART Communication&Collaboration Cloud 設備との接続点	11. アクセスポイント	利用端末と接続された他事業者の回線と当社の本サービス設備との接続点	
11. テレビ会議	(略)	12. テレビ会議	(略)	
12. 遠隔作業支援	(略)	13. 遠隔作業支援	(略)	
13. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別番号を利用しテレビ会議および遠隔作業支援を開催する者	14. 映像配信	自営端末により当社が提供する端末設備を介して契約者が行う配信	
14. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議および遠隔作業支援に参加する者	15. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別番号を利用しテレビ会議および遠隔作業支援ならびに映像配信を開催する者	
15. 自営端末設備	(略)	16. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議および遠隔作業支援ならびに映像配信に参加する者	
16. 端末設備	(略)	17. 自営端末設備	(略)	
17. 利用端末	(略)	18. 端末設備	(略)	
18. SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーション	(略)	19. 利用端末	(略)	
19. 現場支援アプリケーション	(略)	20. SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーション	(略)	
20. 利用拠点	(略)	21. 現場支援アプリケーション	(略)	
21. 料金月	(略)	22. 利用拠点	(略)	
22. 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	23. 料金月	(略)	
23. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる第 39 条に定める事業者	24. 消費税等相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	
		25. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限ります。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる第 40 条に定める事業者	

SMARTCC約款【新旧対照表】																
旧	新	備考														
<p>第5条の2（本サービスの種類） 本サービスには次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	タイプ1	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。	タイプ2	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。	<p>第5条の2（本サービスの種類） 本サービスには次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備を利用してインターネット向け映像配信が実施できるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	タイプ1	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。	タイプ2	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。	タイプ3	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備を利用してインターネット向け映像配信が実施できるもの。	
種類	内容															
タイプ1	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。															
タイプ2	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。															
種類	内容															
タイプ1	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。															
タイプ2	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。															
タイプ3	当社の本サービス設備を利用する電気通信サービスであって、自営端末設備を利用してインターネット向け映像配信が実施できるもの。															
<p>第6条（サービス提供範囲） 利用端末と当社のアクセスポイント若しくは当社の SMART Communication&Collaboration Cloud 設備（以下、「本サービス設備」といいます。）との接続は、契約者の責任と費用負担とし、当社は他事業者の回線を経由して当社のアクセスポイント若しくは当社の本サービス設備に接続される利用端末に対し、本サービスを提供するものとします。 ただし、当社名義の回線を経由して当社本サービス設備に接続される場合、当該接続は当社の責任において行うものとします。</p>	<p>第6条（サービス提供範囲） 利用端末と当社のアクセスポイント若しくは当社の本サービス設備との接続は、契約者の責任と費用負担とし、当社は他事業者の回線を経由して当社のアクセスポイント若しくは当社の本サービス設備に接続される利用端末に対し、本サービスを提供するものとします。 ただし、当社名義の回線を経由して当社の本サービス設備に接続される場合、当該接続は当社の責任において行うものとします。</p>															
<p>第7条 ～ 第12条(略)</p> <p>第13条（契約の単位） 当社は、契約者に対して SMART Communication&Collaboration Cloud 契約（以下、「本契約」といいます。）に基づき 1 の SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号を割り当てます。この場合、契約者は、1 の本契約につき 1 人に限ります。</p>	<p>第7条 ～ 第12条(略)</p> <p>第13条（契約の単位） 当社は、契約者に対して本契約に基づき 1 の SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号を割り当てます。この場合、契約者は、1 の本契約につき 1 人に限ります。</p>															
<p>第14条（本契約申込の方法） （略） （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）（略） （5）テレビ会議および遠隔作業支援の設定情報 （6）（略） （7）（略）</p>	<p>第14条（本契約申込の方法） （略） （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4）（略） （5）テレビ会議および遠隔作業支援ならびに映像配信の設定情報 （6）（略） （7）（略）</p>															

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第15条 ~ 第16条(略)</p> <p>第17条 (最低利用期間) 本サービスには、別紙1料金表および別紙2料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算開始日として別表1料金表および別紙2料金表に定める期間とします。</p> <p>3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約を解除、<u>契約内容の変更のうち一部解除したも</u>のについて、<u>当社が定める期日までに最低利用期間の残余期間分に相当する利用額を一括で支払って頂きます。</u></p>	<p>第15条 ~ 第16条(略)</p> <p>第17条 (最低利用期間) サービスには、別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算日として別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に定める期間とします。</p> <p>3 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の<u>全部または一部を解除した場合</u>、当社が定める期日までに最低利用期間の残余期間分に相当する利用額を一括で支払って頂きます。</p>	
	<p>第18条(契約期間) 本サービスには、<u>期限の定めのないものと、別紙3料金表に定めるプラン1のように、契約期間の定めのあるものがあります。</u></p> <p>2 <u>契約期間の定めのある本サービスの契約期間は、当社が本サービスを提供した日が月の途中でであった場合においても、当該本サービスを提供した日の属する月の末日までとします。</u></p>	
<p>第18条 (利用権の譲渡等の禁止) (略)</p> <p>第19条 (契約者の地位の承継) (略)</p> <p>第20条 (契約者の氏名等の変更) (略)</p>	<p>第19条 (利用権の譲渡等の禁止) (略)</p> <p>第20条 (契約者の地位の承継) (略)</p> <p>第21条 (契約者の氏名等の変更) (略)</p>	
<p>第21条 (その他の契約内容の変更) (略)</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第15条 (本契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の7営業日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書で<u>申し込んでいただきます。</u></p>	<p>第22条 (その他の契約内容の変更) (略)</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第15条 (本契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の7営業日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書にて<u>申込みを</u>していただきます。</p>	
<p>第22条 (契約者が行う本契約の解除) 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	<p>第23条 (契約者が行う本契約の解除) 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表ならびに別紙3料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第23条（当社が行う本契約の解除） 当社は、第25条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、6ヶ月を経過してもなおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。</p> <p>2 前項のほか、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社はその本契約を解除することがあります。</p> <p>3（略）</p> <p>4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	<p>第24条（当社が行う本契約の解除） 当社は、第26条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、6ヶ月を経過してもなおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。</p> <p>2 前項のほか、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社は本契約を解除することがあります。</p> <p>3（略）</p> <p>4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により<u>契約者</u>に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	
<p>第24条（利用中止） 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 第27条（利用の制限等）の規定により、利用を中止するとき。</p> <p>2（略）</p> <p>第25条（利用停止） 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第47条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき</p> <p>(3) 第50条（再販の禁止）の規定に違反したとき</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	<p>第25条（利用中止） 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 第28条（利用の制限等）の規定により、<u>本サービスの全部又は一部</u>の利用を中止するとき。</p> <p>2（略）</p> <p>第26条（利用停止） 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき</p> <p>(3) 第51条（再販の禁止）の規定に違反したとき</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により<u>契約者</u>に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】														
旧	新	備考												
<p>第26条（通信の品質等） 本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があることに同意していただきます。 2（略）</p> <p>第27条（利用の制限等） （略）</p> <p>第28条（料金及び工事に関する費用） 当社が提供する本サービスの料金は、別紙1料金表第1表および第3表ならびに別紙2料金表（利用料金）に定めるところによります。 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙1料金表第2表および別紙2料金表（工事料金）に定めるところによります。</p>	<p>第27条（通信の品質等） 本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があることに同意していただきます。 2（略）</p> <p>第28条（利用の制限等） （略）</p> <p>第29条（料金及び工事に関する費用） 当社が提供する本サービスの料金は、別紙1料金表第1表および第3表、別紙2料金表（利用料金）ならびに別紙3料金表（利用料金）に定めるところによります。 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙1料金表第2表および別紙2料金表（工事料金）ならびに別紙3料金表（工事料金）に定めるところによります。</p>													
<p>第29条（利用料金の支払義務） 契約者は、当社が本サービスを提供した日を含む料金月（暦月の1日から当該月の末日までをいいます。）の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。 なお、日割り計算は行わないものとします。 2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。 (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>	区別	支払いを要しない料金	1（略）	（略）	2（略）	（略）	<p>第30条（利用料金の支払義務） 契約者は、当社が本サービスを提供した日を含む料金月（暦月の1日から当該月の末日までをいいます。以下、同じとします。）の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。 なお、日割り計算は行わないものとします。 2 前項の定めにかかわらず、別紙3料金表（利用料金）のプラン1は、当社が本サービスを提供した日を含む料金月について、利用料金の支払いを要します。 なお、日割り計算は行わないものとします。 3 前二項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。 (1) 利用停止があった場合においても、契約者は、前二項に定める期間中の利用料金の支払いを要します (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を契約者に返還します。</p>	区別	支払いを要しない料金	1（略）	（略）	2（略）	（略）	
区別	支払いを要しない料金													
1（略）	（略）													
2（略）	（略）													
区別	支払いを要しない料金													
1（略）	（略）													
2（略）	（略）													

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第30条（工事費の支払義務） 本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表および別紙2料金表(工事料金)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。 この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>第31条（工事費の支払義務） 本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表別紙2料金表(工事料金)ならびに別紙3料金表(工事料金)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。 この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。</p>	
<p>第31条（料金の計算方法等） 当社は、本契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>2 当社は、第29条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するときに限り、利用料金を日割します。</p> <p>3 第2号の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第29条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第32条（料金の計算方法等） 当社は、本契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>2 当社は、第30条(利用料金の支払義務)第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、利用料金を日割します。</p> <p>3 前項の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第30条第3項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	
<p>第32条（料金等の支払い） 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。銀行振込みの場合、振込み手数料は契約者の負担となります。</p> <p>2 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>第33条（料金等の一括後払い） 当社は、当社に特別な事情がある場合は、第32条(料金等の支払い)の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p>	<p>第33条（料金等の支払い） 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。銀行振込みの場合、振込み手数料は契約者の負担となります。</p> <p>2 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>第34条（料金等の一括後払い） 当社は、当社に特別な事情がある場合は、第33条(料金等の支払い)の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p>	
<p>第34条（過払金の相殺） (略)</p> <p>第35条（割増金） 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。</p>	<p>第35条（過払金の相殺） (略)</p> <p>第36条（割増金） 契約者は、料金又は工事費の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第36条 (延滞利息) (略)</p> <p>第37条 (端数処理) (略)</p> <p>第38条 (料金等の臨時減免) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。</p>	<p>第37条 (延滞利息) (略)</p> <p>第38条 (端数処理) (略)</p> <p>第39条 (料金等の臨時減免) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。</p>	
<p>第39条 (債権の譲渡) (略)</p> <p>第40条 (消費税等) (略)</p>	<p>第40条 (債権の譲渡) (略)</p> <p>第41条 (消費税等) (略)</p>	
<p>第41条 (責任の制限) (略)</p> <p>第42条 (免責) (略)</p> <p>第43条 (契約者および参加者の自己責任) (略)</p> <p>第44条 (通知方法) (略)</p>	<p>第42条 (責任の制限) (略)</p> <p>第43条 (免責) (略)</p> <p>第44条 (契約者および参加者の自己責任) (略)</p> <p>第45条 (通知方法) (略)</p>	
<p>第45条 (承諾の限界) (略)</p> <p>第46条 (本サービスの廃止) (略)</p> <p>第47条 (利用に係る契約者の義務) (略)</p> <p>第48条 (知的財産権) (略)</p>	<p>第46条 (承諾の限界) (略)</p> <p>第47条 (本サービスの廃止) (略)</p> <p>第48条 (利用に係る契約者の義務) (略)</p> <p>第49条 (知的財産権) (略)</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第49条（本アプリケーションの変更） 当社は、<u>ユーザ</u>の承諾を得ることなく、本アプリケーションの内容変更（本アプリケーションのバージョンアップを含みます。）を行うことができるものとします。 2（略）</p> <p>第50条（再販の禁止） 契約者は書面による当社の同意なく、再販できないものとします。</p>	<p>第50条（本アプリケーションの変更） 当社は、<u>契約者の承諾</u>を得ることなく、本アプリケーションの内容変更（本アプリケーションのバージョンアップを含みます。）を行うことができるものとします。 2（略）</p> <p>第51条（再販の禁止） 契約者は書面による当社の同意なく、<u>本サービス</u>を再販できないものとします。</p>	
<p>第51条（個人情報の取扱い） （略）</p> <p>第52条（契約者の氏名等の通知等） 契約者は、当社が、第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の契約者名、住所等、料金の請求の請求に必要となる情報並びに第24条（利用中止）又は第24条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。 2 契約者は、当社が、第39条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する必要があることについて、同意していただきます。</p>	<p>第52条（個人情報の取扱い） （略）</p> <p>第53条（契約者の氏名等の通知等） 契約者は、当社が、第40条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の契約者名、住所等、料金の請求の請求に必要となる情報並びに第25条（利用中止）又は第26条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。 2 契約者は、当社が、第40条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者等が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する必要があることについて、同意していただきます。</p>	
<p>第53条（輸出規制） （略）</p> <p>第54条（反社会的勢力の排除） （略）</p> <p>第55条（紛争の解決） （略） 2（略） 3 本約款に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する裁判所を<u>専属管轄裁判所</u>とします。</p> <p>第56条（特約） （略）</p> <p>第57条（附帯サービス） 本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります</p>	<p>第54条（輸出規制） （略）</p> <p>第55条（反社会的勢力の排除） （略）</p> <p>第56条（紛争の解決） （略） 2（略） 3 本約款に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する裁判所を<u>第一審の専属的合意管轄裁判所</u>とします。</p> <p>第57条（特約） （略）</p> <p>第58条（附帯サービス） 本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>別記</p> <p>1 おまかせパックの提供 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) テレビ会議契約者は(2)の最低利用期間内に、おまかせパックの廃止があった場合は、当社が定める期日までに残余の期間の額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(注) (10)に規定する当社が別に定めるものは、本規約第 56 条(特約)に定めるところによります。</p>	<p>別記</p> <p>1 おまかせパックの提供 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) テレビ会議の契約者は(2)の最低利用期間内に、おまかせパックの廃止があった場合は、当社が定める期日までに残余の期間の額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(注) (10)に規定する当社が別に定めるものは、本規約第57条(特約)に定めるところによります。</p>	
<p>2 テレビ会議専用端末機器の販売等</p> <p>(1) 当社は契約者から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器(契約者がテレビ会議を利用するために使用する機器及びこれに付随する機器をいいます。以下同じとします。)を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第 56 条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(2) 当社は契約者((1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事を行いません。この場合、契約者は当社が個別に算定する工事費の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第 56 条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (1)から(6)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の販売販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第 32 条(料金等の支払い)及び消費税相当額の加算については第 40 条(消費税等)、延滞利息については第 36 条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。</p>	<p>2 テレビ会議専用端末機器の販売等</p> <p>(1) 当社は契約者から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器(契約者がテレビ会議を利用するために使用する機器及びこれに付随する機器をいいます。以下同じとします。)を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第57条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(2) 当社は契約者((1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事を行いません。この場合、契約者は当社が個別に算定する工事費の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第57条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (1)から(6)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第33条(料金等の支払い)及び消費税等相当額の加算については第41条(消費税等)、延滞利息については第37条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>3 スマートグラス端末の販売等</p> <p>(1) 当社は契約者から請求があったときは、スマートグラス端末機器を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第56条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) スマートグラス端末機器の所有権は、契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)によるスマートグラス端末機器の販売に関する料金、スマートグラス端末機器の設定に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社から遠隔作業支援契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)に請求するものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (1)から(5)までに規定するほか、スマートグラス端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第32条(料金等の支払い)及び消費税相当額の加算については第40条(消費税等)、延滞利息については第36条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。</p>	<p>3 スマートグラス端末の販売等</p> <p>(1) 当社は契約者から請求があったときは、スマートグラス端末機器を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第57条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) スマートグラス端末機器の所有権は、契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)によるスマートグラス端末機器の販売に関する料金、スマートグラス端末機器の設定に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社から遠隔作業支援の契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)に請求するものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (1)から(5)までに規定するほか、スマートグラス端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第33条(料金等の支払い)及び消費税等相当額の加算については第41条(消費税等)、延滞利息については第37条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。</p>	
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この改正約款は、令和4年8月18日より実施します。</u></p>	
<p>別紙1 料金表(第1表 料金)</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 料金表(第2表 工事に関する費用)</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 料金表(第3表 オプションメニューに関する費用)</p> <p>(略)</p>	<p>別紙1 料金表(第1表 料金)</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 料金表(第2表 工事に関する費用)</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 料金表(第3表 オプションメニューに関する費用)</p> <p>(略)</p>	
<p>別紙2 料金表</p> <p>(略)</p>	<p>別紙2 料金表</p> <p>(略)</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】							
旧		新			備考		
		別紙 3 料金表					
		■工事料金					
		区分		請求 単位		料金	備考
		初期工事	初期工事基本費	1 申込		50,000 円 (税込 55,000 円)	
		オプションメニュー 工事	ポートプラス初期費	1 契約		10,000 円 (税込 11,000 円)	
変更工事	変更工事基本費	1 申込	10,000 円 (税込 11,000 円)				

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧		新				備考																																		
		<p>■利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>請求単位</th> <th>料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プラン1</td> <td>利用費 ※1</td> <td>1 契約</td> <td>120,000 円/月 (税込 132,000 円/月)</td> <td>契約期間 当社が本サービスを提供した日から起算して当該提供した日の属する月の末日まで</td> </tr> <tr> <td>転送容量加算費 ※2</td> <td>100GB</td> <td>5,000 円/月 (税込 5,500 円/月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オプションメニュー</td> <td>ポートプラス 利用費</td> <td>1 同時 接続 4,000 円/日 (税込 4,400 円/日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">プラン2</td> <td>利用費 ※1</td> <td>1 契約</td> <td>100,000 円/月 (税込 110,000 円/月)</td> <td>最低利用期間 1 年間</td> </tr> <tr> <td>転送容量加算費 ※2</td> <td>100GB</td> <td>5,000 円/月 (税込 5,500 円/月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">オプションメニュー</td> <td>ポートプラス 利用費</td> <td>1 同時 接続 4,000 円/日 (税込 4,400 円/日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同時接続数 加算費</td> <td>1 同時 接続 20,000 円/月 (税込 22,000 円/月)</td> <td>最低利用期間 1 年間</td> </tr> </tbody> </table>				区分		請求単位	料金	備考	プラン1	利用費 ※1	1 契約	120,000 円/月 (税込 132,000 円/月)	契約期間 当社が本サービスを提供した日から起算して当該提供した日の属する月の末日まで	転送容量加算費 ※2	100GB	5,000 円/月 (税込 5,500 円/月)		オプションメニュー	ポートプラス 利用費	1 同時 接続 4,000 円/日 (税込 4,400 円/日)		プラン2	利用費 ※1	1 契約	100,000 円/月 (税込 110,000 円/月)	最低利用期間 1 年間	転送容量加算費 ※2	100GB	5,000 円/月 (税込 5,500 円/月)		オプションメニュー	ポートプラス 利用費	1 同時 接続 4,000 円/日 (税込 4,400 円/日)		同時接続数 加算費	1 同時 接続 20,000 円/月 (税込 22,000 円/月)	最低利用期間 1 年間	
区分		請求単位	料金	備考																																				
プラン1	利用費 ※1	1 契約	120,000 円/月 (税込 132,000 円/月)	契約期間 当社が本サービスを提供した日から起算して当該提供した日の属する月の末日まで																																				
	転送容量加算費 ※2	100GB	5,000 円/月 (税込 5,500 円/月)																																					
	オプションメニュー	ポートプラス 利用費	1 同時 接続 4,000 円/日 (税込 4,400 円/日)																																					
プラン2	利用費 ※1	1 契約	100,000 円/月 (税込 110,000 円/月)	最低利用期間 1 年間																																				
	転送容量加算費 ※2	100GB	5,000 円/月 (税込 5,500 円/月)																																					
	オプションメニュー	ポートプラス 利用費	1 同時 接続 4,000 円/日 (税込 4,400 円/日)																																					
		同時接続数 加算費	1 同時 接続 20,000 円/月 (税込 22,000 円/月)	最低利用期間 1 年間																																				
		<p>※1 1 会議室、1 同時接続、転送容量1TB、1チャンネル(同時に実行可能なライブストリーミング配信数)を含みます。</p> <p>※2 転送容量(1TB)を超えて利用した場合、100GB ごとに転送容量加算費が発生します。</p>																																						